

## 第 1 章 計画策定の趣旨等

### 1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、「団塊世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらには「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向けて、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護サービスのニーズも異なってくるのが想定されています。

古賀市の将来人口の推計については、「第 2 期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月）において、令和 7（2025）年まで古賀市の人口は微増し、その後は人口減少が進むと推計されていますが、65 歳以上の高齢者人口は令和 27（2045）年まで増加し続けると見込まれています。

そのため、令和 7（2025）年・令和 22（2040）年双方を見据え、誰もが生きやすい地域共生社会の実現に向け、その理念や考え方を踏まえた包括的な相談支援体制の構築をはじめ、介護サービス基盤の整備や、人的基盤の整備を進めることが必要です。

高齢化が進むなか、令和元（2019）年 6 月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策を推進することとなります。

また、介護予防・健康づくりの取組を強化し健康寿命の延伸を図るため、令和 2（2020）年 4 月に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」が施行されたことに伴い、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな支援を進めることが求められています。

古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成 27（2015）年度以降、令和 7（2025）年までの各計画期間を通じて古賀市版地域包括ケアシステムを段階的に構築する計画として策定しています。

平成 30（2018）年 3 月に策定した「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2018～2020 年度）は満了を迎えますが、本計画における基本理念や基本目標は前期計画を継承したうえで、令和 7（2025）年をめざした古賀市版地域包括ケアシステムの構築を更に推進します。また、現役世代が急減する令和 22（2040）年についても念頭におき、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画として、名称を新たに「古賀市第 8 期介護保険事業計画・第 9 次高齢者保健福祉計画」を策定します。

### 2. 計画の位置づけ

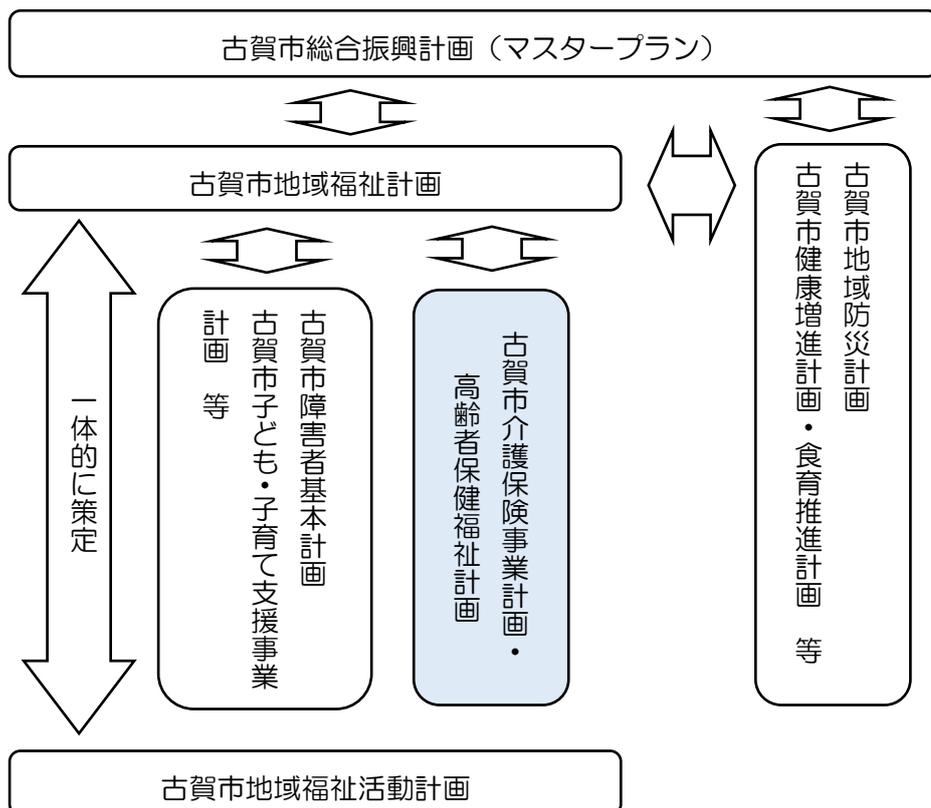
#### （1）介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画の関係

本計画は、介護保険制度に係る事業計画である「介護保険事業計画」（介護保険法第 117 条の規定に基づく）と、すべての高齢者を対象とした保健福祉に関する総合的な計画である「高齢者福祉計画」（老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく）を「古賀市第 8 期介護保険事業計画・第 9 次高齢者保健福祉計画」（令和 3（2021）年度～5（2023）年度）として、一体的に策定するものです。

## (2) その他関連計画との関係

本計画は、「古賀市総合振興計画（マスタープラン）」をはじめ、「古賀市地域福祉計画」、「古賀市健康増進計画・食育推進計画（ヘルスアップぷらん）」、「古賀市障害者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」等の市の関連計画との整合性や国・県の計画との調整を図り、策定しています。

### 【古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画とその他の計画の関連図】



## 3. 計画の策定体制

### (1) 介護保険運営協議会

様々な見地からの意見を反映するため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者代表等で構成する「古賀市介護保険運営協議会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

### (2) 各種調査によるニーズ等の把握

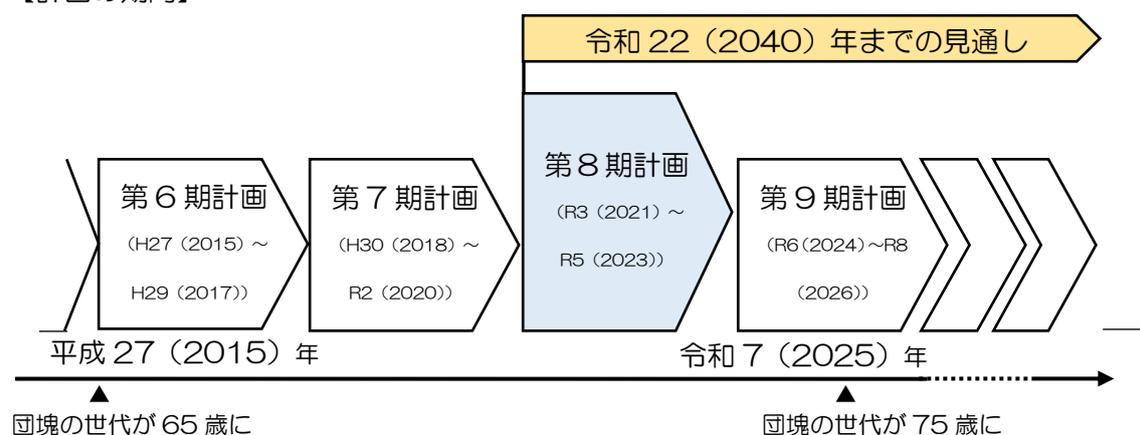
要介護状態になる前の65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や要介護者を対象とした「在宅介護実態調査」等の調査のほか、パブリックコメントを活用し、高齢者を取り巻く現状と課題の把握を行い、計画への反映に努めました。

#### 4. 計画の期間

「介護保険事業計画」の期間は、「介護保険法」(第 117 条)の規定に基づき、3 年間で 1 期としています。

本計画の計画期間は、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年と更に現役世代が急減する令和 22 (2040) 年の双方を見据えつつ、「介護保険事業計画」に合わせて令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 3 年間とします。

##### 【計画の期間】



#### 5. 日常生活圏域について

日常生活圏域とは、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件・介護保険給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、おおむね 30 分以内に必要なサービスの提供が可能な圏域を定めるものです。

そのため、本市の日常生活圏域は、市の現状や地域包括支援センターの公平中立な運営の確保などの面を踏まえ、前期計画までは、市内全域を 1 つの日常生活圏域として設定していました。

一方、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステム構築の推進にあたり、中核的な機関である地域包括支援センターの体制・機能強化を図る必要があります。

そこで、本市直営の地域包括支援センターの機能の再検討を行い、本計画より中学校区を単位に 3 つの日常生活圏域を設定します。そして、本計画期間中に市内全域を範囲とする基幹型地域包括支援センターと、各日常生活圏域 3 か所に地域包括支援センターの設置をめざすものとします。

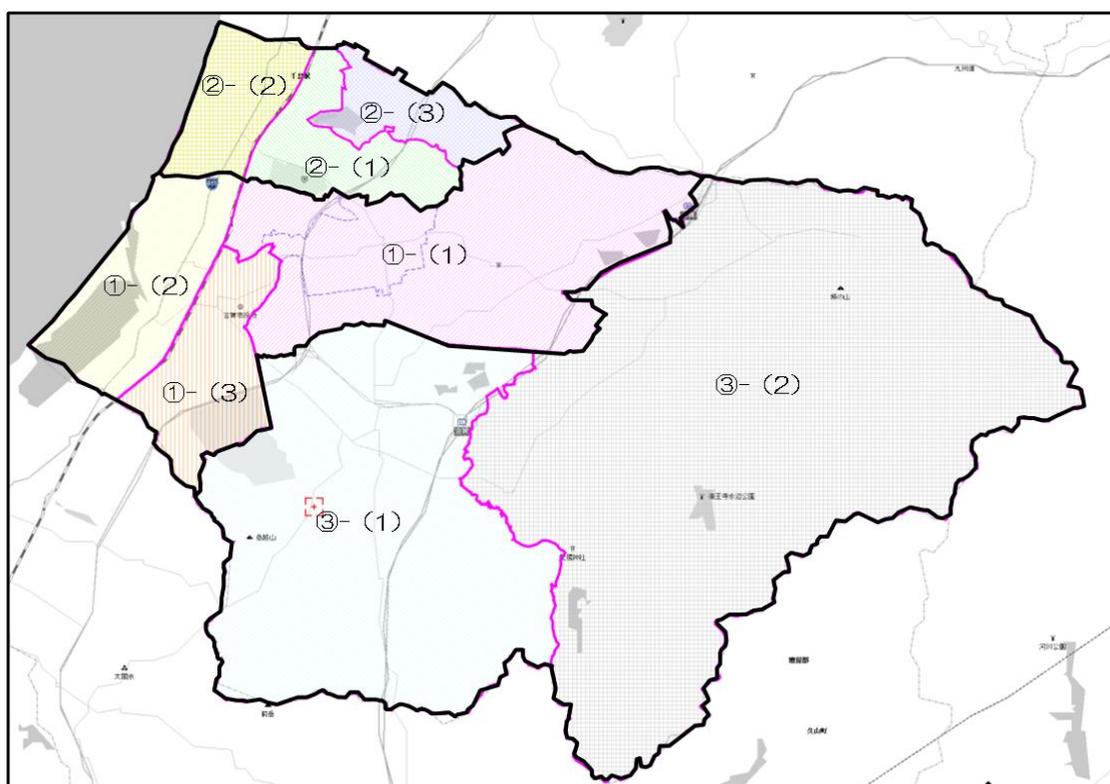
介護予防・生活支援サービスの基盤整備については、小学校区単位でのまちづくりを推進していることから、8 小学校区を単位として取り組みます。

【日常生活圏域別人口】（令和2年3月31日 現在）

圏域	中学校区	人口	高齢者人口 (65歳以上)		高齢者人口 (75歳以上)	
			高齢者人口	高齢化率	高齢者人口	高齢化率
圏域1	古賀	26,773人	7,305人	27.3%	3,632人	13.6%
圏域2	古賀北	20,377人	4,826人	23.7%	1,956人	9.6%
圏域3	古賀東	12,508人	3,624人	29%	1,590人	12.7%

（出典）住民基本台帳

【日常生活圏域と小学校区】



日常生活圏域	3圏域
地域包括支援センター設置数	4か所
介護予防・生活支援サービスの基盤整備	8小学校区

①古賀中学校区		
(1) 古賀東小学校区	(2) 古賀西小学校区	(3) 花鶴小学校区
②古賀北中学校区		
(1) 千鳥小学校区	(2) 花見小学校区	(3) 舞の里小学校区
③古賀東中学校区		
(1) 青柳小学校区	(2) 小野小学校区	—

## 6. 計画の基本理念

今後、高齢者がさらに増加する中で、高齢者が支援や介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域や自宅で、心のふれあいや支えあいの中で安心して生活できるような社会を築いていくことが重要です。

そのため、本計画では前期計画の基本理念を継承し、古賀市版地域包括ケアシステム構築の更なる推進を図ります。

### <基本理念>

住み慣れた地域でともに支えあい、  
最期まで安心して暮らせるまちづくり